

令和 7 年第 2 回平群町議会

定例会会議録（第 4 号）

招 集 年 月 日	令和 7 年 3 月 1 4 日			
招 集 の 場 所	平群町議会議場			
開 会 （ 開 議 ）	3 月 1 4 日午後 1 時 3 0 分宣告（第 4 日）			
出 席 議 員	1 番 関 順 子	2 番 須 藤 啓 二	3 番 岩 崎 真 滋	4 番 長 良 俊 一
	5 番 山 本 隆 史	6 番 稲 月 敏 子	7 番 植 田 い ず み	8 番 山 口 昌 亮
	9 番 井 戸 太 郎	1 0 番 山 田 仁 樹	1 1 番 森 田 勝	1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し			
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦
	教 育 長	上 田 薫	理 事	寺 口 浩 代
	総 務 部 長	山 崎 孔 史	住 民 福 祉 部 長	松 本 光 弘
	事 業 部 長	西 岡 勝 三	教 育 部 長	川 西 貴 通
	総 務 防 災 課 長	岡 田 康 裕	住 民 生 活 課 長	木 崎 広 親
	都 市 建 設 課 長	松 本 浩 至	上 下 水 道 課 長	田 中 伸 明
	教育委員会総務課長	酒 井 智 志	総 務 防 災 課 参 事	大 須 賀 芳 雄
	都 市 建 設 課 参 事	島 野 千 洋		
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	浅 井 利 育	主 幹	高 橋 恭 世
	主 査	竹 村 恵		
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			

令和 7 年 第 2 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 7 年 3 月 1 4 日 (金)

午後 1 時 3 0 分開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
8	1 1 番	森田 勝	1 防災・減災対策と復旧・復興について 2 自治会々員減少について 3 選挙公費負担について 4 名誉町民制度の創設について
9	3 番	岩崎 真滋	1 上下水道老朽化対策について 2 避難所でのマイナンバーカード活用について 3 健康経営推進について
1 0	1 2 番	馬本 隆夫	1 新庁舎建設計画について 2 各学校体育館の空調整備等について 3 町道西山麓線（旧・西和広域農道）の先線計画 を 4 住民が求めるコミバス運行を
1 1	2 番	須藤 啓二	1 メガソーラー工事について 2 有効な濁水対策について

再 開 （午後 1 時 3 0 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。連日お疲れさまです。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、これより令和 7 年平群町議会第 2 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は 11 名の議員から提出されており、昨日に 7 名の議員の一般質問が終わっております。本日は 4 名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号 8 番、議席番号 11 番、森田議員の質問を許可いたしますが、森田議員、3 項目めの一般質問は選挙管理委員会への質問であります。選挙管理委員会委員長より委任を受けております選挙管理委員会書記の寺口理事、岡田総務防災課長が本会議に出席しておりますので、御理解のほどよろしく願いたします。それでは、森田議員の質問を許可いたします。森田議員。

○ 1 1 番

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可を頂きましたので、先般の通告どおり 4 点質問します。町長はじめ職員の皆様には、質問に真摯に向かい合ってください、しっかりディベート、議論をしてみたいと思いますので、答弁は簡潔明瞭に願いたします。質問に入ります。

1 点目は、防災・減災対策と復旧・復興について質問します。

阪神大震災から 30 年、東日本大震災から 14 年、熊本地震から 9 年、能登半島地震から 1 年がたちまして、見えてくるものがあるのではないのでしょうか。最近、日向灘周辺で地震活動が活発化していることから、政府は南海トラフで今後 30 年以内にマグニチュード 8 から 9 の地震が発生する確率は、これまで 70 から 80 % から 80 % 程度に引き上げるなど、大規模地震がいつどこで起きるか分からない状況になっています。一方、奈良県の第 2 次地震被害想定調査報告書によりますと、東南海地震、南海地震などの海溝型地震が発生した場合、県内の人的・物的被害は少ないものの、内陸型地震、奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯、生駒断層帯で地震が発生すると、県内の人的・物的被害が出ると予測しています。平群町の場合はどうかといいますと、生駒断層帯で地

震が発生すると、町内で死者 61 人、負傷者 377 人、避難者は 6,318 人、住宅の全壊は 1,445 棟、半壊は 961 棟と被害は甚大で、ほぼ町内全域でライフラインの供給障害が起こり、住民生活に大きな影響を与えることになっていることから、防災・減災対策と復旧・復興について 4 点質問いたします。

(1) 住宅の全壊・半壊対策についてであります。町内の住宅の耐震化はどこまで進んでいるのでしょうか。といいますのも、先ほど申し上げた阪神大震災、熊本地震、能登半島地震などでは、住宅の倒壊によって死傷者がたくさん出ているとデータでも明らかになっております。住宅を耐震化することが人的・物的被害を少なくするわけで、防災・減災の大きなポイントのように思われます。

(2) 避難所の環境改善についてであります。被害が起こると、いつも避難所の劣悪環境が問題になっておりましたが、このたび町の小中学校の体育館の空調を進めることになっていますが、避難者 2,210 人の収容の総合スポーツセンターのメインアリーナの環境改善、空調はどのように考えているのでしょうか。

(3) 復旧・復興についてであります。

①全壊半壊の住宅等から持ち込まれる廃棄物のことでありますが、被災すると必ず発生するのは、解体、建物の廃材、家具などのごみ・廃棄物の集積場が必要になりますが、その場所をどのように考えているのでしょうか。

②仮設住宅の建設のことですが、生駒断層帯の地震では、住宅の全壊が 1,445 棟、半壊が 961 棟となっております。相当なボリュームの仮設住宅が必要となるわけですが、その建設場所をどのように考えているのでしょうか。

③町内の建設業者のことです。被災後、最初に住宅を解体しないと復旧・復興が進まないわけで、住宅の解体、復旧・復興を担うべき町内の建設業者が減っていることは町としてどのようにお考えになっているのでしょうか。さきの能登半島地震では、地元建設業者が減り、建物の解体が進まず、他県に応援を求めたわけですが、宿泊施設も被災しておることから、解体がなかなか進まないという報道がありました。

(4) 町地震災害対策アクションプログラムの推進についてであります。令和 3 年 2 月に作成されましたアクション項目の実施状況はどのようなになっているのでしょうか。

2 点目は、自治会会員の減少について質問します。

自治会は、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定されている地域の団体で、地域住民が自主的に組織する任意団体で、地域住民の親睦や共同利益の実現のために地域住民によって自主的に運営する一番身近な自治組織で、以前は自治

会は行政の下部組織として位置づけられていたようですが、現在は行政と別の立場で、民間の自治組織で法的権限を持たない任意団体となっております。具体的な活動としては、区域内の住民相互の連絡、区域内の環境整備、集会場の維持管理、良好な地域社会の維持及び地域社会の共同活動などが上げられますが、特に地域づくりや防災については大切な集まりになっておるわけがあります。特に本町の場合は、町広報紙のマイタウン平群の配布、町からの連絡事項の伝達、消火栓・防犯灯の管理などは、本来町がやるべきことを自治会にお願い、やってもらっているのではないのでしょうか。

最近、本町だけではなく、全国的に若い世帯から自治会には魅力がない、自治会に入ってもメリットがない、ダブルインカムで活動する時間が取れない。また、高齢者からは体力的に活動に参加できないなど、自治会に入らない、やめる理由を上げておるようではありますが、このような状況では、住民の連帯感が希薄になっていくのではないのでしょうか。

そこで、自治会会員の減少について3点質問いたします。

(1) 自治会会員の推移についてであります。ここ数年、自治会に入っている人はどのように推移しているのでしょうか。

(2) 自治会への補助金についてであります。町から自治会へ補助金はどのようなになって、どのような金額になっているのでしょうか。

(3) 自治会未加入者への対応についてであります。自治会に入っていない人、やめられた人に対して、町はどのように対応しているのか、それとも何もしていないのでしょうか。

3点目は、選挙公費負担について質問します。

町村長や町村議会議員選挙でもお金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、令和2年6月公職選挙法が改正され、一定の範囲内で自治体が立候補者の選挙費用の一部を公費で負担する制度になり、町長選挙や議会選挙においても立候補環境が改善されました。

そこで、選挙公費負担について3点質問いたします。

(1) 公費負担の自治体についてであります。多くの自治体では選挙の公費負担を行っているようですが、全国的に、また奈良県での導入状況はいかがなっているのでしょうか。

(2) 導入によって、町の負担についてありますが、公費負担を導入すると町の負担は幾らになるのですか。

(3) 国の補助金についてであります。町が公費負担することで、国からの補助金などの支援があるのですか。

4 点目は、名誉町民制度の創設について質問します。

町民や町に縁故が深く、公共の福祉や文化の進展などにおいて顕著な功績を残した人をたたえる名誉町民制度を創設すべきではと考えます。このような制度は、昭和 24 年に仙台市で初めて名誉市民が選ばれたことが始まり、それが広まったと言われております。平群町には名誉町民制度とよく似た表彰条例が制定されており、地方自治の振興発展に貢献した人、社会福祉の向上に貢献した人、産業の振興発展に貢献した人、教育文化の向上に貢献した、広く住民の規範となる行為があった人を毎年文化の日に自治功労者表彰を行っており、昨年も文化の日に 2 名の個人、1 団体が自治功労者表彰を受けていますが、自治功労者表彰と名誉町民制度では、受ける側の意味合いが違うわけで、私は似て非なるものではないかというふうに思います。

以上 4 点について、町長にお尋ねします。答弁よろしくお願いいたします。

○議 長

山崎総務部長。

○総務部長

それでは、森田議員の大きな 1 項目めの防災・減災対策と復旧・復興の御質問につきまして、総務のほうから一括でお答えさせていただきます。

まず、1 点目の町内の住宅の耐震化はどこまで進んでいるのかについて、平群町耐震改修促進計画では、令和 7 年度までに住宅の耐震化率を県の耐震改修促進計画や国の方針を踏まえ、地震による人的被害を軽減するため 95% を目標としておりますが、現時点の住宅の耐震化率は、令和 5 年度の総務省が実施する住宅・土地統計調査では、本町では 78% となっております。

続きまして、2 点目の総合スポーツセンターのメインアリーナの環境改善について、空調について、災害時に避難所となる体育館では、避難する住民が安心して過ごせる環境を整備するため、体育館に空調設備を導入する動きが全国的に広がってきております。避難所に指定されている総合スポーツセンターのメインアリーナについても、空調の設置については検討していく必要があると考えております。

3 点目です。復旧・復興について。

①災害廃棄物の集積場所については、災害時に発生する処分量によって異なりますが、量に応じて生活環境に支障がない暫定的な仮置場を決める必要があると考えております。その中でも災害ごみの項目ごとに分別して搬出するよう分ける必要があるため、集積場所は面積も広く確保する必要があると考えております。

なお、町内の処理能力を超え、支援が必要な場合は、町との災害時の防災協

定に基づき、関係機関への支援の要請や奈良県災害廃棄物等の処理に係る総合支援に関する協定に基づき、奈良県に要請を行うこととしております。

2 番目、仮設住宅の規模と建設場所をどのように考えているかにつきまして、国土交通省の応急仮設住宅の必要戸数の推計方法は、阪神・淡路大震災及び新潟中越地震において、住宅被害戸数の約 20%であったことを踏まえ算定することとされており、町の場合、約 521 棟の仮設住宅が必要となりますので、奈良県に対しましては、町内の運動場や公園を報告しております。

3、実際に災害があった際に、すぐに現場に駆けつけていただくことができる業者は町内業者であると考えております。そのような考えの下、平群土木協同組合と災害時等における公共施設の応急復旧の応援に関する協定を平成 23 年 4 月から締結し、これまでも豪雨災害や土砂災害等が発生した際、応急復旧等で対応いただいているところであり、去年 1 月に発生した能登半島地震をはじめ、頻発する自然災害を踏まえ、改めて令和 6 年 11 月に協定を行い、より一層の連携強化を行っているところであります。引き続き町内業者との連携や確保に努めてまいりたいと考えております。

4 点目の町地震防災対策アクションプログラムの進捗状況について、このプログラムは地域防災計画の実効性を高めるため、町が実施する地震防災対策を体系化し、速やかに実施するための具体的な実施計画としております。奈良県において令和 7 年度、令和 8 年度にかけて地震被害想定調査報告書の変更をされると聞いておりますので、その内容を踏まえて、平群町においても見直しを行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○ 1 1 番

今は耐震化は 95%のところ、78%ということですね。皆様御存じのように、耐震診断で 5 万円、耐震改修でマックス 50 万円の町の補助金があるわけですね。なかなかこれは P R が不足してるのかわかりませんが、利用率が非常に悪い。決算を見ても非常に悪い。何か P R が私は不足してるように思うんですね。これを後ほど申し上げますが、耐震化することによって、人命も財産も守れるわけです。また、後ほどの仮設住宅にしても少なくとも済むわけですから。それは別としてですね、被災すると国から被災者生活支援制度があり、国から全壊で 100 万円、大規模半壊で 50 万円の支援制度があるわけですね。加えて、住宅再建については、新築住宅購入者には 200 万円、補修で 100 万円、賃貸の場合は 50 万円の支度金制度があり、また災害援助法が適

用されますと応急的に補修する、修理する費用も出るわけですね。そんなことを言うより、やはり私はイの一番に耐震化することによってですね、一番大事な生命を守るわけですから、これを大重点にですね、自主防災組織も大事ですけども、一番大事なことは自分の命は自分で守る、自分の財産は自分で守るというね、そういうことに傾注していただきたい。これは国の責任だと思いますが、私は大災害が起こったときの補修の費用を負担するとかじゃなくてですね、私は耐震化することがイの一番だというふうに思います。それとですね、私が調べたところによりますと、生駒市は既存住宅の解体にも補助金を出してるようでありますので、そういうことも含めて、なければ、空き家だけでなく古い住宅も撤去すればですね、９月議会でも私が申し上げましたように、固定資産税の減免がなくなって税金が増えるわけですから、もっとこういうことについては都市建設課だけではなくてですね、財政、税務を加えて検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それと避難所の総合スポーツセンターのメインアリーナは、具体的にどのように考えてるんですか。一番大規模な収容所を空調する計画になってないわけですから、その辺はどのように考えているんでしょうか。

それとですね、廃棄物と仮設住宅のことを申し上げましたけどね、これは地震が起これば、県内がほとんど被災するわけじゃないですか。特に生駒断層であれば、要するに奈良県北部が被災するわけですからね。そんなことを言うてたら、みんな業者も被災してるわけでしょう。そんな悠長なことを私は言えないんじゃないかと思いますので、仮設住宅は５２４棟ですから、潰れるのは何棟でしたか、二千何棟でしたか、潰れるわけですから、これはもう非常に重要なことだというふうに思いますので、それとアクションプランについて質問しましたが、進んでるんですか。これ、検討項目、それはどうなってるんですか、もう一度御答弁ください。

○議長

事業部長。

○事業部長

私のほうからは、耐震化率を上げるため周知をということで、耐震化補助金につきましては、奈良県で３９市町村のうち、平群町をはじめ２８市町村で空き家等の様々な補助金を行っているところでございます。本町におきましては、特定空き家に認定した建物に対して、解体・撤去にかかる費用の助成制度がありますが、議員御提案の耐震化率の向上や防災の観点など、様々な観点から、有効な補助制度となるよう、近隣の状況も参考にしながら周知に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

教育部長。

○教育部長

スポーツセンターを具体的にどのように考えているかということなんですけれども、避難所にもなっておりますので、できるだけ早急ということで、財源も含めて検討していかなければならないと考えておるわけですが、小中学校の体育館が令和8年度にやりたいということで今進めておりますので、同時に全ての体育館をやってしまうというのは使えなくなる時期もありますので、その辺も考えながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、地震対策のアクションプログラムですが、パーセンテージ等で進捗率が何ぼというのは出してないんですけれども、避難所の運営方法とか備蓄、そして施設の耐震化、ライフラインの復旧、そして職員の防災マニュアルや防災訓練等、そういったアクションプログラムに記載されてる部分については取組を行ってっております。また、役割に応じて、予防対策・応急復旧等に事前の備えをしていかなければならないとは考えております。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○11番

非常に多岐にわたってるので、いろいろ部署が絡まっておるわけなんですけれども、やはりこれは真剣に考えていただきたい。マニュアルはどうかというんですけど、やっぱりマンパワーなんですよね。職員のマンパワーが絶対必要なわけですからね。だから、職員の採用に当たっても、地元じゃなくても周辺から採用することもやはり考えていくべきじゃないかというふうに思います。先ほども申し上げましたが、防災には自助、公助、共助と言われておりますが、一番大切なのは自助でありますね、皆さんも御理解していただいていると思うんですけども。やはり地震で潰れない住宅に住むことが一番じゃないかというふうに申し上げます。町ももっと耐震化に取り組むべきだと申し上げて、この質問はこれで結構です。

○議 長

寺口理事。

○理 事

森田議員、2項目め、自治会会員減少についての御質問にお答えいたします。

1点目の自治会会員の推移についてでございます。各自治会の報告によりますと、平成30年以前は毎年の増減はあるものの、おおむね7,000世帯程度でありましたが、令和元年以降は6,900世帯程度に減少し、本年度におきましては6,799世帯となっております。

続きまして、2点目の自治会への補助金についての御質問でございます。議員が資料でお示しされておられます自治会運営費補助金や育成交付金を含めまして、総代・自治会長手引でも紹介しております主な補助金等につきましては13種類ございます。防犯カメラや防犯灯の設置に対する補助金や集会所や自治会館の改修などに対する補助金、ごみ集積所整備に係る補助金などがございます。

最後に、3点目の自治会未加入者への対応についての御質問でございます。どなたが未加入者であるということを把握するすべがないため、未加入者に限定したアプローチは困難であります。今年度より転入される方に自治会の役割等を記載したチラシ等を配布し、自治会への加入促進を図っておるところでございます。また、脱退を希望する方から相談があった際には、自治会には災害発生時などの共助機能があることや、自治会費が防犯灯の設置や地域の清掃、緑化活動など、地域の安全・安心な暮らしのために使われていることなどを説明し、脱退防止に努めております。議員もお述べのとおり、自治会は任意団体であり、加入や脱退は個々の判断になることが大前提となりますが、自治連合会と意見を交換しながら、加入促進と脱退防止に取り組んでおります。

以上です。

○議 長

森田議員。

○11番

私は平群に引っ越ししました折にはですね、自治会長と御近所に御挨拶に回ったわけですが、最近はそんなことも見られない。非常に悲しい状況になっております。春日丘の実態はどうかということで、昨夜、私なりに地図を作ってみました。春日丘は207世帯が自治会に入ってるわけですね。この中には施設に入ってる人も自治会に入ってる人もいらっしゃいます。そのうち80歳以上は、役員免除の方が78世帯あるわけですね。空き家はといいますと78あるわけですから、非常に問題があるように思うんですね。これは春日丘ですけどね、不思議なことに春日丘は三郷町の人も春日丘の自治会に入ってます。これのいきさつは分かりませんし、樫原の方も入っております。だから、

三郷町の方は3名入っておられまして、榎原の方が1名、これは全体の地図ですけれども、ピンクが自治会に入ってる人、入ってない人と空き家はブルーですから、率にすると78%ぐらいが入ってないわけですよ、空き家も含めてですけれども。肌感覚でいうと20%近くが自治会に入っていないんじゃないかと思います。7,000世帯とおっしゃいましたね。補助金の算定と合いますか、金額と。失礼なことですが、私が調べたところ、運営補助金は4万円プラス世帯掛ける200円ですよ。育成交付金は2万円プラス世帯数掛ける160円ですね。間違えがあれば言ってください。これ、計算が合いますか。そんなことは、私は声を大にして言うことじゃないと思うんですけどね、それは私はちょっと金額にしたら1万4,000世帯ぐらいになるんじゃないかと思いますよ。

それと未加入者の対応ですけれども、私は町南部に住んでおるんですけど、班レベルで20とか30世帯でこぞって自治会をやめてるところは御存じでしょうか。このような現象は、南部以外でも出ていないのでしょうか。その情報は町はつかんでいると思いますが、つかんでおられますか。

それとですね、自治会は解散することができるというふうに理解してるんですけども、今の任意団体であればですね。それで自治会を解散されたら、町は本当に困りませんか。それについてお答えください。

○議長

寺口理事。

○理事

森田議員の1点目の再質問でございます。補助金の額が合わないとの再質問ですが、これにつきましては、毎年自治会のほうより、加入世帯数を報告していただいておりますのでございます。したがいまして、報告いただきました世帯に対しまして、均等割と世帯割との算定をしまして、補助金の支払いをさせていただいてるということでもありますので、住基上の世帯とは異なっているということで、御理解いただけたらと思います。

2点目の再質問でございます。こぞって自治会を脱退されてるということでありますが、南のほうの例も挙げておられましたけれども、こぞって自治会を脱退されているという状況につきましては、私どものほうではちょっと情報としては入手しておりません。ただ、全国的に自治会を脱退されるケースや未加入の方が増えているというのは事実、課題となっておりますのでございます。それでいいますと、自治会の加入率につきましても、ここ10年間の推移を見ますと、マイナス7.5%も減少しております。世帯数でいいますと198世帯が減となっているような状況でございます。

続きまして、3点目です。自治会を解散されたら町は困るのではないかと
いうことでございます。確かに自治会の脱退につきましては、全国的に自治会を
脱退されたり、加入されない方が増加傾向にあり、脱退の理由につきましては、
個々の事情によりいろいろ異なると思います。いろいろ聞き取り等をさせて
もらっている中でいいますと、自治会の役員当番などをやりたくない、また加
入しているけれどもメリットを見いだせない、地域とあまり関わりたくないな
ど等、窓口で相談をされる方もいらっしゃいます。ただし、近年では災害
発生時のコミュニティーの重要性などが注目されております。行政による公助
には限界があるため、自身の身を守る自助に加え、自治会などの地域コミュニ
ティーで共に助け合う共助が重要になってまいります。自治会を解散されます
と、地域のコミュニティーの希薄化や地域と行政との連携による住民協働のま
ちづくりがスムーズにできなくなる可能性も生じるなど、自治会活動の重要性
を今後も理解いただき、引き続き自治会・自治連合会の意見や情報収集等を行
いながら、今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

世帯数、理事の答弁は7,000世帯というふうに私は聞いたんですけども、
絶対おかしいですよ。そもそものがちょっとの数字の誤差じゃないと思います
ので、これは一度チェックすべきじゃないかというふうに思います。ほん
で、住基の世帯は——の研修生も1世帯に入ってるわけですから、絶対私はお
かしいと思います。それは申し上げておきます。

それとですね、自治会をやめた人に私が聞いたんですよ。ホームページにア
ップしてるし、ごみ出しも困らないし、何も困らない。ほんで失礼なことす
けども、やめられた班の中には町職員の方も入っておられると思います。その
町職員の責任じゃないですよ。ないんだけど、そのグループでやめられた人
が町職員の中にいらっしゃるわけですから、事情を聴いてください。これね、
自治会任せでは私はあかんと思うんですよ。町長は財政危機とか言ってますけ
ども、これはそれに次ぐぐらいの危機ですよ、町長。若い人だけじゃなくて、
西宮なんかは旧大字からやめていくわけですから、それは真剣に捉えていただ
きたい。私は先ほど言いましたように、インパクトのある問題だと思いますの
で、町長、真剣に取り組んでいただきたい。先ほど防災と復興について申し上
げましたが、震災がいつ起こるか分からないわけですから、自治会の寺口理事
の話ですけども、やはり自治会の役割は大きいわけですから、やはり町として

どうしていくべきだということを真剣に考えていただきたい。そういうことを申し上げて、この質問はこれで結構です。

○議 長

寺口理事。

○理 事

すみません、森田議員の7,000世帯ということで、お尋ねだったかと思うんですけども、最初の答弁で私が7,000世帯といいますのは、平成30年以前の頃は毎年7,000世帯程度であったのですが、令和元年度以降は6,900世帯程度ということで、本年度は6,799世帯と答弁させていただきました。補助金の件ですけれども、補助金についても、私が本年度、令和6年度は6,799世帯と申しましたが、補助金についても6,799世帯に対しての補助をさせていただいてるところですので、お伝え申し上げます。

以上です。

○議 長

次の質問に答えてもらえますか。寺口理事。

○理 事

森田議員の3項目め、選挙公費負担についての御質問にお答えいたします。初めに選挙管理委員長から答弁の委任を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

1点目の全国の町村の状況、奈良県内の導入状況についてでございます。全国町村議会で公表されております令和4年4月現在の状況におきましては、全国926町村中840町村が条例を制定し導入されており、現在、奈良県内の27町村中25町村で条例制定済みであります。

2点目の公費負担を導入した場合の負担についてでございます。町議会議員選挙での公費負担を導入した場合、立候補者を14人と設定した場合の概算数は1人当たり約69万円、全体で約966万円の公費負担が生じると見込んでおります。

3点目の町の公費負担への国からの支援についてです。選挙は自治体の固有事務・公共事務でありますことから、選挙費用は交付税算入されますが、町の公費負担に特化した国からの支援、補助金等はありません。

以上です。

○議 長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。この質問はですね、2020年12月議会で一般質

間させていただいておりますですね、ほぼ同じような答弁で非常に残念です。先ほど寺口理事からですね、公費制度にすると69万円で966万円かかるということですね。だけど、多くの議員は、ポスターなんかはインターネットで頼んでるわけじゃないですか、印刷物は。だから、その上限を決めてやるべきじゃないかというふうに思うんですけども、その辺のことをもう一度御答弁ください。

国からの補助金はないということですが、これも以前、特別交付税で分かんけど入ってるということでしたから、当然、幾ばくかのお金が入ってるわけですからね、これは奈良県でも25町村がやってるわけでしょう。やってないのは平群町と河合町と、以前は安堵町でしたけど。それじゃあ何かやるべきだというふうに思うんですけど、やらない理由を私は言ってるように思うんですけど、その辺をもう一度答弁ください。

○議長

寺口理事。

○理事

再質問です。上限を決めてということですが、制度自体に自動車使用料、ビラの作成費、ポスターの作成費等の分野があるんですけれども、それぞれに上限は定められておりますので、その上限に沿った形での公費負担になるかと思っております。交付税算入につきましては、何度も答弁させていただいておりますように、繰り返しの答弁になるんですけれども、先ほども答弁しましたように、交付税算入はされますけれども、町の公費負担に特化した国からの交付税算入というのはございませんという答弁で御理解いただきたいと思います。

やらない理由ということでございます。これにつきましては、確かに制度上、立候補していただくという観点でいいと思いますと、国が定めた制度で活用される方は活用しやすい制度で立候補をしやすくなるのかなとは思っておるところでございますけれども、本町におきましては、今は大変厳しい財政状況でございます。したがって、現在のところは条例制定には至っておりませんが、また現在、緊急財政健全化計画に基づき取り組んでもおりますので、今後、町財政の状況等を見ながら検討を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

寺口理事、長々とできない理由を上げていただいたようですけど、私は今

まで国の法律ができれば町は必ず条例制定してたわけじゃないですか、町長。いろいろの扶助費についても、国からの制度に基づいて条例制定してたわけじゃないですか。これは絶対おかしいですよ。多くの自治体で上限を定めてるところがあるように聞いておるんですけども、その辺のことを寺口さんはつかんでおられますでしょうか。たまたまガソリンスタンドがカードしかあかんとかいうところがあるんですけど、いろいろ調べたらＪＡの椿井事業所はガソリンスタンドで現金で買えますから。その辺はもう一度答弁ください。

○議 長

岡田課長。

○総務防災課長

条例を定めた場合の公的負担の基準の単価の関係の御質問だと思います。実際に奈良県下の市町村は、先ほど２７町村という形でお伝えしたと思うんですけど、ほぼ全てのところが国の基準単価に基づく設定をしております、逆に言いましたら、国の基準単価が変わりましたらまた条例改正して単価を上げるような状況ですので、ちょっとそういうことでお願いしたいと思います。

○議 長

森田議員。

○１１番

長々とは言いませんが、上限は低くしたらいいわけじゃないですか、条例で。高くはできないけども、低くはできるんでしょう。これはですね、ぜひとも町長、副町長、これは実現していただきたい。恥ずかしいですよ、平群町だけやらないというのは。ぜひともこれは次の選挙までには導入をお願いしまして、この質問はこれで結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、森田議員の大きな４項目めの名誉町民制度の創設についてお答えします。

名誉町民とは、町がそれぞれの分野で功績のある人物に対して称賛と尊敬を示して贈る称号であり、他の自治体の受賞者は、その地区の市区町村出身の国會議員や首長など、また政治家や医師、教育者、研究者等の著名人が多く受賞されております。名誉町民制度を導入している自治体では、町の発展に著しい功績のあった方、政治・経済・学術・芸術その他の文化の進展に貢献し、その功績が卓越する方で、町の名声を広く知らしめた方、ひとしく住民が町の誇りとして深く尊敬・敬愛する方などに対しても名誉町民としての称号が贈呈され

ています。本町におきまして名誉町民制度導入については、現在、表彰条例に基づく自治功労者との選定基準の区別、榮譽に対する待遇や選定の明確化など、調査及び調整が必要となってまいりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

検討というんですけどね、実際私が調べて間違っておれば言ってください。三郷町、斑鳩町、王寺町、河合町、上牧町、広陵町など町では8町が条例制定されてるわけですね。市では奈良市、天理市、大和郡山市など7市、トータル19自治体が導入してるわけじゃないですか。やっぱり全然意味合いが違いますよ、自治功労者と。国の褒章制度を見てもですね、一般的には褒章を受けて叙勲なんです。褒章を受けてから勲章なんです。黄綬褒章を受けてから勲何等かを受けるわけですから。だから、意味合いがちょっと違うので、早急に検討して町の貢献度が高い人、例えばいつも話題になる宝塚市のように、高額寄附した人にも、いつでも対応できるようにする必要があると思うんですけども、その辺のことをもう一度答弁ください。

○議長

総務部長。

○総務部長

森田議員の御質問ですけれども、確かに県内で、私たちも名誉町民はどういった方がされてるかなというのをちょっと調べさせていただいたんですけれども、盛岡市では名誉市民と、そういう自治功労者表彰みたいなのが二つありまして、そして決定方法の違いがあると。名誉町民のほうは表彰選考委員会にて諮問いただいて、それをもって市長が市議会に同意を頂いてるというふうな形で取り組んでいると。そして功労者表彰は、うちと一緒に表彰選考委員会をしまして町長が決めるということ。そういった部分がありまして、その決定要件というのが盛岡市でも調べましたら、昭和34年度に言語学者の金田一京助さんが受賞されてるといったところになりますので、なかなか明確的な部分というのはちょっと調べていけないといけないなというのはございますので、また検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○ 1 1 番

名誉町民制度をぜひとも実現することをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議 長

それでは、森田議員の一般質問をこれで終わります。

2 時 3 0 分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2 時 2 1 分)

再 開 (午後 2 時 3 0 分)

○ 議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○ 議 長

先ほど森田議員の一般質問の中で「――」という言葉については、会議録とインターネット中継から削除したいとの申出がありました。この言葉については削除したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。よって、ここの部分については削除させていただきます。

それでは、次に発言番号 9 番、議席番号 3 番、岩崎議員の一般質問を許可いたします。岩崎議員。

○ 3 番

議席番号 3 番、発言番号 9 番、岩崎真滋でございます。それでは、議長の許可を得ましたので、先般通告いたしました 3 項目について質問させていただきます。

1 項目め、上下水道老朽化対策について。

埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、全国で下水道管の緊急点検が進められています。奈良県は 2 月 2 日から県内の下水道管の緊急点検を始めました。調査は空洞探査車など路面下で空洞がないか、また作業員の方々による目視で土砂の堆積状況や管路の状況を確認するということでもあります。奈良市

は今回の緊急点検の対象となる下水道管はありませんが、奈良市はこれまでに計画を立て行っていた点検を前倒しし、順次行っています。また、13日の新聞報道では、県内2か所に空洞があることが確認され、いずれも空洞を埋めて道路の舗装を行い、ほかに疑いのある37か所についても調査を行い、必要に応じて補修を行うとのことでした。

そこで次の3点について伺います。

町内の点検は。

2点目、上下水道管の老朽化の状況は。

3点目、耐震化は。

2項目め、避難所でのマイナンバーカード活用について。

行政は被災者への支援サービスの提供状況を被災者台帳などで管理を行いますが、税の減免や各種行政手続が煩雑になる場合には、マイナンバーカードは行政と被災者共に有効です。行政は一元的に被災者へのサービス内容を把握できるため、窓口のワンストップ化を効果的に実施できます。NHKの報道で、石川県やデジタル庁が協力して、大規模災害が発生した際に、避難所の運営にマイナンバーカードを活用する実証実験が金沢市で行われたことが紹介されていました。被災者のマイナンバーカードから名前や住所を読み取り、避難所への入所記録を作成する手順の確認や専用のアプリの機能を活用し物資の受け取り状況の把握など、また能登半島地震の際には、マイナンバーカードを持たない避難者が多かったことを踏まえ、予備のICカードを配布する手順も確認されたとのことでした。デジタル庁によりますと、今回の実証実験では、デジタル技術を活用した場合、従来の方法と比べて、避難所への入所者の把握にかかる時間がおおよそ10分の1に短縮できたとのことでした。避難所運営におけるマイナンバーカードの活用について町行政のお考えをお聞かせください。

3項目め、健康経営推進について。

健康経営優良法人認定制度とは、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業などの法人を見える化することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に日本健康会議が認定する顕彰制度です。平群町役場が健康経営優良法人の認定取得に向けた取組を行うことで、町内の健康経営優良法人の増加につながると考えます。具体的な取組としては、生活習慣病の対策、メンタルヘルス対策、ワーク・ライフ・バランスの推進などがあります。県内市町村では、24年に大規模法人部門で田原本町が第1号になりました。21年に協会けんぽ奈良支部と連携協定を結ばれ、戦略マップで施策を整理し、町長を中心とした体制で健康経営を推進、その結果、特定健診の受診率や禁煙率が上昇し、時間外勤務

の人数は半減、また年次有給休暇や男性の育児休業取得率なども改善、さらに住民向け健康イベントへの参加も推進しているとのこと。そしてまた、商工会とも連携しながら地域の企業を回り、健康経営の意義などを伝えておられます。認定を受けた事業所には、中小企業融資制度における利子補給率の上乗せや調達における加点など優遇措置があります。また、連携による研修会や表彰制度により認定事業所数は着実に増加しているとのこと。町行政のお考えをお聞かせください。

以上３項目、よろしくお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、岩崎議員の１項目めの上下水道の老朽化対策についての御質問に答えいたします。

１点目の町内の点検についてでございます。埼玉県は道路陥没を受けて、奈良県は口径２メートル以上の県管理の流域下水道管について緊急点検を実施しておりますが、本町内の流域下水道管については点検の対象外となっております。また、本町内の流域下水道については、国道に口径０．９メートルから１．１メートルの下水道管が５．３キロメートルにわたり埋設をされておりますが、日常点検や定期点検の実施により、安全の確認をしていると聞いております。

なお、本町管理の下水道管については、ほとんどが口径３０センチ以内となっていることから、改めての点検は行っておりません。

２点目の上下水道管の老朽化の状況についてでございます。令和５年度末現在、上水道管については、法定耐用年数４０年を経過した施設は管路延長約１５．１キロメートルのうち約４．０キロメートルで、割合は２６．５％となっており、下水道管については、法定耐用年数５０年を経過した施設は管路延長約６．２キロメートルのうち約６．０キロメートルで、割合は約１０％となっております。

３点目の耐震化について、令和５年度末現在、上水道管の耐震化の施設は延長約５キロメートルで、耐震化率は３．３％でございますが、令和７年度より、水道事業は奈良県広域水道企業団に統合されるため、今後は企業団の施設更新計画において耐震化を図る予定となっております。また、下水道管については、平成１０年度以降に敷設された下水道管や更新した下水道管は耐震化されているものがほとんどであることから、耐震化の施設は延長約２．２キロメートルで耐震化率は３５．８％となっております。

なお、残りの下水道管等については、ストックマネジメント計画による施設更新において耐震化率の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○ 3 番

答弁ありがとうございます。平群町の国道は口径 0.9 から 1.1 メートルの口径ということで、今回事故があつて、緊急点検をしなければならないというところは平群町はなかったということで、率でいいますと、老朽化してるところはあるということで、日頃の点検がやっぱり重要になるのではないかなというふうに感じてます。地面の下で見えないところで突発的に起きる事故ですね、そういうのはなかなか見えないものですので、部長が述べられた定期点検、日頃の点検が非常に重要なものだというふうに感じております。今後も引き続き維持管理、点検のほうをよろしく願いいたします。この質問はこれで結構でございます。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、岩崎議員の 2 項目め、避難所でのマイナンバーカード活用についての御質問にお答えいたします。

発災直後の自治体の業務の中で、避難所運営等の業務は大きいウエートを占めており、デジタル技術を用いて効率化を図っていく効果は高いと考えており、デジタル庁は、令和 4 年度から避難所支援業務のデジタル化に係る実証事業を実施されております。令和 6 年度には、能登半島地震の対応の中で得られた課題や知見を踏まえ、石川県の協力の下、避難者情報を活用するため、令和 7 年 2 月に実証実験を行われたと聞いております。その中で、マイナンバーカード等のデータを使い、避難者情報の把握をし、避難所への入所の際に入所手続や入所者数の集計作業等に時間を要しているため、入所手続に要する時間の短縮や入所状況をリアルタイムで把握が可能になると聞いております。マイナンバーカードを利用した避難所の活用については、国において現在、実証実験を行っておる状況でございますので、今後の状況に注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○ 3 番

答弁ありがとうございます。先進的な取組をしているということで、できる

限り平群町としても取り入れていただき、災害に強いまちづくりと日頃からの地震への備えをより一層高めていただく取組をお願いしまして、この質問はこれで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、岩崎議員３項目めの健康経営推進についてお答えいたします。

健康経営の推進については、事業所として平群町役場が職員の健康づくりやメンタルヘルス対策、各種休暇制度も充実し、ワーク・ライフ・バランスを推進することで町職員のパフォーマンスの向上、組織の活性化、働きやすい・働きがいのある職場となり、ひいては地域全体が活性化する人材価値を高める取組として有意義なものであると考えております。町では、平成１７年度からワーク・ライフ・バランスの推進に向け、特定事業主行動計画を策定し、目標達成に向け取り組んでおります。現在、第４期計画（令和７年から令和１７年度）を策定したところでございます。また、労使による安全衛生委員会を毎月開催し、健康診断の受診率、休暇取得向上等の取組を推進しています。これらの取組を今後も継続することで、働きやすい・働きがいのある職場環境を整備し、質の高い行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○３番

答弁ありがとうございます。平成１７年度からワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいるということで、ちょっと私が勉強不足ですみません。既にされているということで、今回、健康経営推進という、そういう取組があるんだなということで、平群町も取り組んではどうかなということでちょっと御紹介させてもらったんですけれども、職員の健康福祉の増進を図ることで、行政サービスも、より一層高まってまいるというふうに考えております。今後も町行政、サービスの向上に取組をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

それでは、岩崎議員の一般質問をこれで終わります。

２時５５分まで休憩します。

（ブー）

休 憩 （午後 ２時４５分）

再 開 （午後 2 時 5 5 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

発言番号 1 0 番、議席番号 1 2 番、馬本議員の質問を許可いたします。馬本議員。

○ 1 2 番

議長の許可を得ましたので、大きく 4 点について一般質問させていただきます。行政側におかれましては、明確な御答弁をひとつよろしく願いを申し上げます。

まず 1 点目、新庁舎建設計画についてであります。

令和 4 年 9 月議会において、現状の庁舎は老朽化が著しく、耐震性を欠き、地震発生時には防災拠点としての役割が果たせず、住民や職員の生命・財産を保守できないため、新庁舎建設計画は最重要課題として提案をいたしました。町は財政状況を見据えながら、基本計画に着手してまいりたい。なお、工事着工までには通常工程といたしまして、基本計画、基本設計、実施設計などがあり、住民や議会の協議期間、入札事務などを含んでも三、四年ぐらい要すると行政は答弁されました。その後、令和 5 年 3 月議会におきまして、建設用地取得の起債は 1 0 年間に事業化されることが同意の必要要件となっております。残り 5 年間で、新庁舎建設に着手していなければならない起債であります。総事業費、また財源内訳をどのように考えておられますかに対し、町は公共用地先行取得債の条件として返済が完了するまでに着工する要件があり、また防災の観点からも早期に対応が必要な課題であると認識しております。令和 5 年度につきましては、建設規模や建設事業費の財源、将来の公債費負担、建設スケジュールなどの検討を予定しております。総事業費は、基本計画を策定していく中で総事業費の概算把握をしてまいりたいと答えられております。また、財源内訳につきましては、補助金、交付金などを模索していくことになりますとの答弁をされましてから、2 年が経過をいたしました。今年 2 月 2 6 日に新庁舎建設特別委員会が開催され、今後議論する項目と進め方についてを論議されました。私は委員会のメンバーに入っておりませんので、ここでお聞きをいたします。

1 点目、新庁舎建設計画の進捗状況は。

2 点目、将来の人口動態を見据えた新庁舎の規模については、つくり過ぎないことが重要であると提案をしてまいりました。何年先を見据えた庁舎を想定されていますか。

3 点目、新庁舎は総合文化センターの敷地内に建設されます。そこで新庁舎は、最初から総合文化センターと一体的活用ができるように計画することで規模を小さくすることができ、町民の利便性向上につながるとともに、建設事業費並びにランニングコスト削減につながると私は考えますが、いかがですか。

4 点目、新庁舎建設により駐車スペースが減少します。町は公用車並びに町民の駐車スペースなどの確保の取組について、今年、令和 7 年度より総合文化センター東側に 2 件の民間の土地を借り上げ、臨時駐車場用地 1,828 平米、553 坪として予算計上されました。地権者の御協力と職員の努力に感謝を申し上げます。両借地に接する平群町の用地は 1,354 平米、409 坪があり、3 件の用地合計は 3,182 平米、962 坪となります。今年度から借地料が発生するので、駐車場用地に向けての整備の御予定はどうか。

続きまして、2 点目でございます。各学校体育館の空調整備等についてであります。

平群町は、今年 1 月 24 日に中学校長寿命化改修実施計画報告並びに各学校体育館の施設整備について全員協議会が開催されました。案件内容は、平群中学校の長寿命化改修工事の実施設計は既に完了したが、平群中学校の長寿命化改修工事と各学校の体育館の空調整備工事などを同時に行うほどの財政上の余裕はなく、新たに各学校体育館の空調整備工事等に方向を転換されました。小中学校体育館に空調整備工事として、令和 6 年度の補正予算に測量設計委託料として 4,960 万円が提案されました。令和 8 年度に完了予定並びに財源内訳は、緊急防災・減災事業債 100% で元利償還の 70% が交付税算入されるとの説明もされました。私は空調整備工事施工において 4 か所の設計、施工管理、施工、それぞれ一括して部分別に入札すべきと提案しました。また、計画につきましては、自家発電装置の設置、避難所整備に係る防災対策に関する国庫補助事業の調査などを提案しました。

そこでお聞きをいたします。

一つ目、避難所整備などに係る防災対策に対する国庫補助事業の調査はどうでしたか。

2 点目、4 か所の総事業費と財源内訳は。

3 点目、空調機種について。

4 点目、ランニングコストの見通しは。

5 番目、中学校長寿命化改修実施計画は、各学校体育館の施設整備に変更計

画されました。今日までの中学校長寿命化改修に対する基本設計並びに実施設計の財源内訳と今後、数年後も基本設計並びに実施設計を利用できるのかということによってよろしくお願いを申し上げます。

続きまして３点目、町道西山麓線、旧・西和広域農道の先線計画をということでございます。

町道西山麓線は、基幹産業の農業の生産規模拡大と農産物の流通合理化を図る目的で、昭和５８年から約２０年間かけて、県道信貴山線から町道鳴川路線までの道路整備がされ、平成１６年４月から町道フラワーロードとして認定、全線供用開始をされました。南は三郷町の県道信貴山線に接続しておりますが、北は町道鳴川路線で行き止まりになり、生駒市への先線計画はありません。そこで私は平成１９年３月議会において、将来のまちづくりとして生駒市に接続することが平群町にとって重要な道路計画と考え、町道西山麓線の先線計画について一般質問を行いました。当時の事業部長は、生駒市も含め、広域農道の計画もありましたが、生駒市領に農振農用地がなく事業趣旨に合わず、広域農道事業としては適合しなかったため、鳴川地区で止まっておりますとのことでした。先線事業については生駒市との調整も必要で、現時点では厳しい状況がありますが、平群町の都市計画マスタープランの中で、西和広域農道については、広域幹線道路と位置づけされております。さらに、沿道の土地利用計画においても観光交流ゾーンの拠点を設けており、町の循環道路として、また観光産業の発展においても重要な路線であります。生駒市側へ先線計画は平群にとって大きなメリットがあると認識しております。広域農道の先線計画についてはしばらく時間を頂き、生駒市も含め、関係機関とルート、事業手法などを研究してまいりますと御答弁をされました。その後、令和元年６月議会において、進捗状況と今後の取組について質問をいたしました。先線計画は、本町や生駒市、三郷町のみならず、県北西部の道路ネットワークの構築や国道１６８号線の渋滞緩和、緊急避難の輸送道路など、様々な効果が期待できると考えており、今後はまず事務者レベルで生駒市、三郷町と個別の協議を深め、奈良県と２市４町で構成する郡山土木協議会、生駒市、大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町などを活用してまいります。また、本町の第５次総合計画や都市計画マスタープランに位置づけてまいりますと御答弁をされました。

そこでお聞きいたします。

第１点目、今後はまず事務者レベルで生駒市、三郷町と個別に協議を深め、奈良県の２市４町で構成する郡山土木協議会などを活用してまいりますと御答弁された、その進捗状況はどうですか。

２点目、本町の第５次総合計画や都市計画マスタープランに位置づけてまい

りますとの答弁に対し、第6次総合計画には位置づけされなかった理由はどうですか。

3点目、国道168号線の現状は、近年渋滞が慢性化して住民の日常生活に支障が出ており、今後より一層深刻になることが明らかであります。渋滞緩和対策はどのように考えておられますか。

続きまして、4点目でございます。住民の求めるコミバス運行でございます。

平群町の公共交通空白地域解消として、現在運行されているコミバスの利用者が減となり、また委託料は毎年増の現状を危惧し、今後のコミバス運行の形態を私は住民にとって利便性向上と切望し、令和6年9月議会に提案をしました。また、12月議会での私の質問に対し、町は内部で協議を行い、まず他の自治体の取組事例の運行状況を把握するため、コミバス運行を無料で実施している河合町へ聞き取りに伺ったところでございます。町内4ルートを無料で2台のコミバス運行、利用者の利便性を図るため、定期的な停留所の変更なども行っており、河合町の住民にとっては利便性の高い公共交通であると理解しています。また、今後も無料で実施している市町村に聞き取り予定をしておりますとの御答弁を頂きました。

そこでお伺いいたします。

無料で実施している他の市町村の聞き取りをされましたか。行かれたならば、どのような認識を持たれましたか。

2点目、平群町の令和6年度の各ルート別利用状況並びに運行経営見込みなどはどうですか。

3点目、コミバスの利用者拡大に向けての取組はどうですか。

以上、大きく4点について質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、馬本議員の御質問の1項目め、新庁舎建設計画についてお答えいたします。

まず、1点目の新庁舎建設計画の進捗状況ですが、庁内議論を進めるために、新庁舎担当課の総務防災課を中心に関係課で新庁舎建設プロジェクト会議を設置し、これまで6回開催しています。さらに将来の平群町行政を担う若手職員の中から12名を選出し、職員の意見等の聴取や考え方の議論を行う分科会を設置し、これまで4回開催しています。令和6年7月契約締結の基本計画等策定業務、コンサル業務におきましては、新庁舎の基本方針、求められる機能について論点整理を行っています。

2点目の何年先を見据えた庁舎を想定しているのかについてですが、かねてより本町の将来の人口動態を見据え、つくり過ぎないことが重要であると申し上げてまいりました。日本全体が人口減少する中で、30年、50年先の未来を見据えた庁舎であるべきと考えております。

続きまして、3点目の総合文化センターとの一体活用ですが、新庁舎は総合文化センターの敷地内に敷地を設定するとの方針で進めています。よって、総合文化センターの持つ機能を最大限活用しつつ、一体的に利用でき、町民の利便性がさらに向上するような計画になるよう進めてまいります。

4点目の駐車場用地に向けての整備予定ですが、現在進めておりますコンサル業務の中に、新庁舎周辺の町有地の活用の検討を入れており、基本計画とともに検討しています。議員御質問のとおり、新庁舎建設により総合文化センターの駐車場が狭くなり、駐車台数は減ることとなります。周辺は住宅地であり、路上駐車が発生しないよう、周辺地域への影響も十分考慮しなければなりません。議員御指摘のとおり、非常に重要な視点であると考えています。令和7年度予算に、総合文化センター東側民地の借地料を計上させていただいております。総合文化センター利用者や将来の新庁舎来庁者、また公用車等の駐車場整備に向け計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

再質問をさせていただきます。まず1点目の件でございます。新庁舎建設計画の進捗状況はということで御質問をさせていただきました。基本計画はいつ頃までにされる予定でございますか。

2点目につきまして、30年、50年先の未来を見据えた庁舎であるべきと御答弁されましたけど、30年後となれば、平群町の人口は何人ぐらいを想定されておられますか。

それと3点目、新庁舎の一体化についてでございます。一体化の考えを持っていただいて施工していただきたいと思います。この件については、よろしくお願いをいたします。

それと駐車場スペースは大きく約1,000坪近くあるわけですが、今度は駐車場につきましては、現在文化センターの公用車並びに今後の建設工事の関係車両が新しく利用されるわけですから駐車場を利用すると思いますので、文化センター利用者の利便性向上につながるよう、よろしくお願いを申し上げます。この件について、これはこれで結構でございますので、再

質問については御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

現在行っております基本計画につきましては、令和7年度末をめどに作業を進めております。

30年後の規模となれば人口ですが、令和5年度からの第6次総合計画において、2055年の人口推計は現状推移型で8,919人、将来展望で1万1,801人としており、おおむね1万人前後の人口と考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目の件でございますが、基本計画は令和7年度末をもって作業を進めているということでございますので、基本計画のほう、そのように時期的にもなるように、ひとつよろしく御努力のほどお願い申し上げます。

2点目につきましては、30年後となればという僕の質問に対して、山崎部長はおおむね1万人前後の人口を見据えた新庁舎建設の規模と認識してるということの御答弁を頂きましたんで、将来の人口も減ってくると想定されての御答弁と思いますんで、ひとつそのように基本計画も基本設計も実施設計もしていただきますように、そして庁舎の、先ほど言いましたように、総合文化センター、今日は朝から委員会がございましたけども、55%の総合文化センターの稼働率が、庁舎を今度はそこへ一体化をすることによって、より一層住民にとっては使いやすく並びにその規模が1万人前後の規模になれば、先ほど申しましたように、建築費の削減並びにランニングコストの減、それで両方住民が使いやすくなるようなことについて御答弁を頂きましたんで、よろしく基本計画をお願いを申し上げます。この件については、これで議長、結構でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、馬本議員御質問の大きな2項目めの各学校体育館の空調整備等についてお答えをさせていただきます。

1点目の避難所整備などに係る防災対策に関する国庫補助の調査についてですが、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金がございます。これは補助限

度工事費が7,000万円で、補助率が3分の1となっています。また、国の令和6年度補正予算において、同じ文部科学省所管になりますが、避難所となる学校体育館の空調設備設置の加速化を図るため、空調設備整備臨時特例交付金が創設されています。この交付金は、令和15年度までの時限措置でありまして、補助限度工事費が7,000万円で、補助率が2分の1となっています。今回の工事は起債措置として、緊急防災・減災事業債が当該事業の対象となり、事業費充当率が100%、交付税算入率が70%であります。これらの国の支援を活用しながら事業を進めていきたいと考えております。

2点目の4か所の総事業費と財源内訳についてですが、平群小学校を除く3校の体育館では、空調設備の設置のみだけではなく、照明のLED化、屋根の防水、内装の改修等の工事を併せて行う予定です。また、各学校において設置場所や電気許容量も考慮する必要があります。今後、今議会で計上している補正予算が議決されましたので、速やかに実施設計を進め、工事を含めた工期をおおむね2か年を予定しております。総事業費については、実施設計において算出しますので、現時点ではお答えしかねます。また、財源内訳につきましては、緊急防災・減災事業債が当該事業の対象となり、これを充てております。

3点目の空調機種についてですが、各学校の空調設備は体育館のような大空間を空調するためには、高い機能と出力のエアコンが求められます。大空間の空調を目的としてつくられたエアハンドリングユニットという機種がございます。これは建物の規模に合わせた最適の空調を実現するため、オーダーメイドで製作される機種となります。また、この機種ですと、バドミントンのようにエアコンの風が当たると不都合な競技もありますが、この機種だとコントロールできると聞いております。また設備用パッケージエアコンという業務用エアコンがあります。これは既製品でして、工事も最小限で、コストも比較的安価に抑えやすいという利点があります。二つの機種について簡単に説明をさせていただきましたが、このように様々な機種を比較検討しながら、実施設計を進めていきたいと考えております。

それから、4点目のランニングコストの見通しについてですが、空調機器を稼働させるための光熱費や機器の保守点検費など、施設管理に要する費用は大幅に増加することは避けられません。令和7年度より避難所となる小中学校の体育館の空調設備に要する光熱費は、地方交付税措置が講じられるとされています。また、文部科学省の学校体育館空調設備に関する試算によりますと、延べ床面積930平方メートルの体育館で、電気による空調設備の冷房能力128キロワットの室内機8台、室外機2台で稼働した場合ですけれども、電気代は年間約280万円とされています。このような試算から4校の体育館で毎年1,

000万円超の電気代が必要になると考えております。

5点目の中学校長寿命化改修に対する基本設計及び実施設計の財源内訳と今後数年後も利用できるのかについてですが、令和5年度に実施しました平群中学校長寿命化改修基本設計の委託費1,200万円余りの財源は一般財源となっています。また、今年度実施しました実施設計に要した費用3,740万円の財源は公共施設等適正管理推進債、事業費充当率が90%、交付税算入率が30%を活用しております。今年度行いました実施設計は、適切な発注時期には積算のやり直しが必要になりますが、設計の中で整理した内容につきましては、おおむね変更なしで利用できると考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目、再質問いたします。緊急防災・減災事業債が事業化されることは、町負担が少ないメリットがあります。1月24日の全協で中学校の改修計画から各体育館に空調設備を設置する計画に変更されとの協議の中で、私は自家発電装置も設置すべきで、緊急防災・減災事業債の対象になるのか調査をお願いしたいということで質問をしておりました。その結果はどうか。

続きまして2点目、緊急防災・減災事業債は7年度で終わるというふうに聞いております。速やかな施工を今後お願いを申し上げます。

3点目につきましては、2月に私は斑鳩町の空調工事の担当課へ調査に行つてまいりました。現在、設置工事をされているエアコンは、輻射パネルを組み合わせたハイブリッド型の空調システムを整備されています。輻射空調の特徴は、輻射熱を利用することで、空調時に風が発生しないため、体に風が当たり過ぎるという不愉快な感がないことです。原理上、空調効果を空間全体にむらなく行き渡らせることができ、空調効果が期待、持続されることが特徴であります。また、ハイブリッド型空調システム設置は、ちょっと割高になりますが、輻射パネル自体無動力で起動するため、ランニングコストが大幅に削減されるということでもあります。ハイブリッド型空調システムの機種も一つの私はたたき台に上げるべきと思います。その点についても御答弁を願います。

それと今度、ランニングコストの見通しはということで、いろいろ1,000万円ほどかかりますよというふうなことをおっしゃり、交付税算入が講じられるのではないかとということも御答弁いただきました。極力ランニングコストが抑えられるような機種を選定していただきますようお願いを申し上げます。

続きまして5点目、5点目につきましては、私は今後、国との調整をよろし

くお願いしたいなというふうに思います。各学校の熱中症対策としては、災害時避難所と活用される学校体育館については、町民の命を守るために避難所を強化すべきであり、速やかな施設整備をお願いいたします。そういうことで、再度質問に対して御答弁をお願い申し上げます。

○議長

教育部長。

○教育部長

まず御質問の答弁なんですが、1点目の自家発電装置も設置すべきというところで、緊急防災・減災事業債の対象になるのかということなんですけども、確認させていただきましたところ、対象になるというふうに確認しております。

それから、3点目の空調機種についてということで、議員のほうからは斑鳩町が現在行っております総合体育館ですか、輻射パネルを含めましたハイブリッド型の空調というのを一つの機種をたたき台に入れたらどうかということなんです、それにつきましても速やかに斑鳩町へもまた調査研究に行き、確認していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

そしたら、1点目に戻りますけども、確認したところ、緊防債の調査結果はどうやというたら、自家発電は対象となるということで今御答弁いただきました。空調設備並びに自家発電セットによってですね、各学校の工事をお願いしたいと思ってます。もしも大震災が来て電源がカットされれば、幾ら空調設備をつけても電源がありませんので、自家発電装置をセットでされることを御期待申し上げます。この件について、部長どうですか。

○議長

教育部長。

○教育部長

体育館につきましては避難所ということもございますので、その件につきましては早急に内部で検討してまいりたいと思います。

○議長

馬本議員。

○12番

そしたら、よろしくお願いを申し上げます。この件については、これで議長、結構でございます。次の件をよろしくお願ひします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、3項目めの町道西山麓線の先線計画についての御質問にお答えいたします。

1点目の事務者レベルにおける生駒市、三郷町との協議等について、当時事務者レベルで生駒市、三郷町と町道西山麓線の先線計画について協議を行った経緯はありますが、それ以降の協議は行っておりません。

2点目の第6次総合計画に位置づけしていないことについて、生駒市との協議の中で、事業実施主体や費用負担などの諸課題により、総合計画への位置づけまでには至っておりません。

3点目の国道168号線の渋滞緩和対策についてでございます。奈良県の対策としましては、国道168号線の近年の沿道開発により渋滞が慢性化傾向にあることは認識をしており、骨格幹線道路のネットワークの整備や一定規模以上の店舗等の開発に際しては、沿道店舗の出入口の集約化や進入レーンの調整をするなど、開発事業者等への指導も行っているとの回答を得ております。また、町としましても、今後、商業施設が建ち並ぶことで、さらに渋滞が予測されることから、現在、郡山土木協議会に対してスギ薬局前の三里南交差点を改良し、右折レーンの設置要望をしているところではございますが、抜本的な対策には難しいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目につきましては、事務者レベルで生駒市との協議については、それ以降は協議していないというふうな先ほど御答弁を頂きました。生駒市に行政界をまたいで諸課題はあるが、定期的に協議をしていただけなかったことは、僕は議場で聞いた答弁に対して非常に残念に思っております。再度、生駒市と協議をお願いしたいんですが、その点はどうですか。

それと3点目でありました渋滞緩和措置について、町としても渋滞緩和措置を県にアピールしてほしいと思います。また、生駒市への先線事業が実現することによって、渋滞緩和につながることでありますので、奈良県並びに生駒市への協議もよろしくお願いを申し上げます。

まず、1点目の生駒市の協議を今後どうしていただけますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

生駒市との再協議ということでございます。前回、生駒市と協議してから道路の状況もかなり変化してきておりますので、改めて協議の場を持っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

今後よろしくお願いを申し上げます。この問題については、これで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、馬本議員の4項目めの住民が求めるコミバス運行の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の無料実施している他市町村の聞き取りの件でございますが、取組事例を確認するため、コミバスを無料で実施している上牧町へ聞き取りに伺ってまいりました。上牧町では、現在は3台で3ルートの運行を年末年始、12月29日から1月3日を除いて土日祝日も運行されております。まず利用状況については、5年度では3ルートで7万9,585人の方が利用されており、6年12月末現在の利用状況は6万5,570人と多くの方が利用されている状況です。また、車両については10人乗りとして2台、14人乗りとして1台配車しており、そのうち1台はシルバー人材センターへの運行委託をされ、令和5年度より残り2台は民間事業者への運行委託を行っておられます。運行経費は、令和5年度は約3,525万8,000円、令和6年度で3,915万4,000円の見込みであり、運転手の人件費増加や燃料費高騰などに伴い、運行経費が年々増加傾向であると聞いております。

続きまして、2点目の平群町の令和6年度の各ルート別の利用状況及び運行経費見込み等について、令和7年1月末の実績から、西山間ルートでは令和6年度見込み6,978人、南北循環ルートは1万529人で、全体で1万7,506人となっております。また、運行経費見込みは、西山間ルートで1,335万9,500円、南北循環ルートでは1,297万2,300円、合計2,633万1,800円と見込んでおります。

3点目のコミバスの利用者拡大に向けた取組について、コミバスの利用は大

型スーパーの利用が多くなっているため、利用拡大を図るため、大型スーパーへの乗り入れを検討しており、利用者拡大に努めてまいりたいと考えております。今後も引き続きコミバスの利用拡大に向けて、エヌシーバスやデマンドタクシーなどの既存の地域公共交通等への影響を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

まず、1点目の再質問でございます。無料コミバスを実施されている河合町に続いて、上牧町へ調査研究へ行っていただきましたことについて、まず行政の方々に感謝を申し上げます。上牧町では、令和5年度は利用者1人当たりの町負担額は幾らぐらいになりますか。

それと2点目になります。2点目につきましては、令和6年度の運行見込みとして、最終契約額は西山間ルートでは1,335万9,500円、これは運賃収入を見込んだ額でございます。南北循環ルートでは1,297万2,300円、これも運賃収入を見込んだ額で、合計2,633万1,800円、当初予算は2,723万9,000円が町負担となるのであれば、各ルートの1人当たりの町負担額は幾らになりますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

まず、上牧町での利用者1人当たりの負担額ですが、上牧町につきましては、令和5年度実績では1人当たり約443円であり、令和6年度見込みでは、利用者1人当たり約450円となっております。

続きまして、町の1人当たりの各ルートの部分でございますが、西山間ルートで1人当たり1,914円、南北循環ルートでは1人当たり1,232円と、2ルートでは1人当たり約1,504円と見込んでおります。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

上牧町の場合は1人当たり450円ということで、今お答えを頂きました。そこで運賃経費の内訳は、それと車両の所有者は誰ですか。これについても再度御答弁をお願いいたします。

それと平群町の各ルートの利用状況別の運賃見込みについてお尋ねいたします。令和6年度運行見込み、コミバス運行委託額総額合計は2,633万1,000円で、そのうち160万円を差し引くと、これは運賃収入を差し引くと町負担額は約2,473万1,000円で、利用者は約1万7,500人とすれば、利用者1人当たり、1回乗っていただければ、町負担額は1,400円が町の持ち出しとなりますが、町負担額の結果を見て、町当局はどのように御見解をされてますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

運行経費の内訳と車両の所有者ですけれども、上牧町につきましては、車両は全て町所有となっております。運行経費の内訳は、令和5年度では委託料が約2,893万円、燃料費で約385万3,000円、修繕料等で約247万5,000円、合計3,525万8,000円となっており、令和6年度見込みでは委託料約3,421万6,000円、燃料費で約473万8,000円、修繕料費で約20万円、合計3,915万4,000円となっております。

続きまして、コミバスの町負担の結果ですけれども、やはりコミバス運行に伴いまして、無料で実施しているほかの自治体に比べて、改めて多くの費用負担がかかっていると認識しております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

上牧町の場合は、コミバス購入は運行経費には含まれていないという認識で、当初はシルバー人材センターが全て委託を受けておられたということで、民間事業者に変更されたという理由は聞いておられましたら御答弁をお願いしたい。ひとつよろしくお願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長

その理由といたしまして、一部民間事業者に委託された理由につきましては、まず運転手の確保が難しく、また運転手の事故もあったため変更されたと聞いております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

いろいろと議論してる中で、今、皆さんに分かっていただいたと思いますが、町の持ち出しは、1人乗っていただいて1,400円の町負担の持ち出しになってるわけでございます。財政が厳しい折でございます。住民が求めるコミバスを真剣に考えていただきたいというふうに行政に思います。今後、住民が無料で、そして地域住民の自治会があるこの町で僕も行ってきましたけども、6か月に1度、幹線の自治会長会議を開かれました。ここに3か所あった停留所を、この場所を変えてください、それとかここにあった停留所3か所を4か所に増設してくださいなど、いろいろ半年に一遍協議されるわけです。そういうことでございます。やっぱり青ナンバーであれば、近畿運輸局の許可がいて、必ず交通事故が起こったらいけないから、切り込みを入れてきちっとせねばならないわけでございますが、無料のバスになると白ナンバーでございます。それは住民が求める場所を設置することが可能でございます。住民にたくさん乗ってもらうことが僕は大事な事業なんです。そして平群町みたいに高低差があり、高齢化の町にとっては移動する手段、ましてや介護、寝たきり老人にならない一つの抑止政策としても僕は大事だと思います。この件についてはね、次の6月議会に続きましてまた質問をさせていただきますので、いかに住民に対して1,400円、また100円を頂いても、西山間ルートは先ほどあなた方がおっしゃったように1,900円かかっておる、1人が乗るのね。ましてや南北ルートには1,200円ぐらいかかっているということでございます。やっぱり住民のために、御互いに行政と手を組んでね、また住民も入れながら、地域公共交通を平群町の住民のために皆さんと一緒につくっていかうではありませんか。私はそう思いますので、また6月議会に質問させていただきますので、明確な御答弁をお願いいたします。議長、これをもって終わります。ありがとうございました。

○議長

これで馬本議員の一般質問を終わります。

3時50分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 3時38分)

再 開 (午後 3時50分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号 1 1 番、議席番号 2 番、須藤議員の質問を許可いたします。須藤議員。

○ 2 番

皆様、お疲れさまでございます。質問の最後です。頑張ります。よろしくお願ひします。傍聴の皆さん、御苦勞さまでございます。今日は 2 点について質問をさせていただきます。お手元にですね、こういうのをお配りしています。後ほど説明の中で御説明をいたします。こちらについても、一応議長の御了解いただきまして見本を持ってきました。

まず 1 点目でございますけれども、櫛原のメガソーラーに関する質問を行います。

今月 3 月 2 5 日には奈良地裁で判決が行われます。協栄ソーラーに対する工事の差止めと奈良県に対する許可の取消しということで、判決によってどうなるのかというところではございますが、現場を皆さんは御覧になってると思うんですが、もう既にかなり造成のほうは進められています。当然ながら樹木がないので、水は降った雨の大体 9 割ぐらい出るというふうに業者は計算してるようです。当然ながらですね、洪水調整池が順次造られているんですが、30ヘクタールの森が伐採されて、要は現状、森林がない状態ということで、調整池が十分な機能を発揮しなければ、溢水等によって災害が発生するという事態になります。今後もし裁判のいかんによりまして、太陽光パネルが設置されたとしても、当然パネルは水を通しませんので、水が減少することはないという状態にあります。今回、例としてトンネルの出口の工事事務所の奥の 2 号調整池というのがございまして、規模はそれなりに大きいところです。現在、2 号の調整池はかなり工事が進んでるんですが、実はオリフィスという放流のための穴が空けられています。池の下から、ここに書いてるんですが、75センチのところにあります。大きさが 6 センチという寸法なんですね。ちょっと皆さんはぴんどこないかもしれないんでサンプルを持ってきたんですが、お手元に配りました 2 ページ目のほうを御覧になっていただきたいと思うんですが、これがほぼ実寸の寸法で、こんな感じでコンクリートのところにパネルが貼られて穴が空いてるんだよという状態です。こういう感じです。ざっと申し上げますと、大体お風呂の栓をぽっと抜いてざっと流すという仕組みになってるんです。大体それの倍ぐらいの大きさかなと思います。おうちのお風呂に入られて、大体 400 リットルぐらいですかね。お風呂のタブにためられて、その栓を抜

くと。ざっと1万個から、場合によっては2万個ぐらいのお風呂の水がですね、一晩で流され、みんながみんな入るわけではないんかもしれないんですが、それがこの穴で出ていくというイメージになるんですね。規模が大体お分かりいただけるかなと思います。

先ほどの紙の1ページ目のほうを見ていただけたらと思うんですが、2号調整池の集水面積が8万1,000平方メートル、大体小学校が4校分ぐらいの大きさです。ここに50年確率の雨というのを、今回の事業では災害の降雨対象とされてますので、1日に21センチぐらいの雨が全てに降るんだよというふうになってまして、雨の量でいうと1万5,400トンというふうになります。大体降った雨の9割ぐらいが出てくるんだという計算をされてます。この小さい6センチの穴から出ていく水の量は、ここに書かせてもうた1,190トンなんですね。これは工学的な式がございまして、これは奈良県の大和川技術基準等で計算式がございます。興味のある方は見ていただけたらと思うんですが、1日で1,190トン流せると。1万5,400トン入って、1,190トン流れます。その差が全て池にたまればいいんですが、実はたまらなくて池の容量が1万500トンなんですね。不足するのが3,700トン、まともに雨が降ると1日当たり3,700トン不足するんだよと、ごく単純な計算です。これで今現在、許可をされてますので、これをどうするのかという実は問題がございます。

質問書のほうに戻らせてもらいますが、このような構造となっているために、今すぐ解決が必要な危険な問題点が存在します。

1点目は、オリフィスの寸法です。この穴の寸法が極めて小さいために、土砂や枝葉、そんなものが流れてくると、この穴が閉塞してしまうよという問題がございます。泥水というのは非常に重いんですね。普通の真水よりも、例えば1.5倍だとかって重さがありますんで、石だとかいうのが流されます。土石流のときに大きな石が民家の玄関にぼんと流れてきてるような写真が紹介されるんですが、石がかなり浮きやすい状態にあるんで、濁流が勢いよく来ると石が流されてくるということで、今回も当然ながら泥水になりますんで、かなり石なんかが流されてしまう。この大きさですと詰まってしまうという問題が実はあるんです。これが一つの問題なんですね。これが実際の寸法でこうなってるよと。

それからもう1点は、こちらのお渡しした資料を見ていただいたら、この2枚目のほうのグレーの写真があるんですが、よく見ていただいたらほぼ原寸です。全体はちょっとA4なんで入らないんですが、ここにビスがついてます。本当に家庭でよく使う程度のビスなんですね。この板のあちら側、奥側に池が

あると。大体水深が四、五メートルありますから、ここに大体４トンから５トンぐらいの水圧がかかるということになります。こういう板ですから、ほとんど厚みがございません。このビスだけで止めてるので、ここに５トンだとかの圧力がかかったら、まず間違いなく吹き飛ばされてしまうという、そういう問題が実は存在しています。

２点目の下地のコンクリートの穴が大体２００ミリ程度の薄いブリキのようなものにですね、６センチの穴が空けられたものが小さなねじで６本で取り付けられているよというところに大きな問題がございます。ですから、結果的に①大雨時に土砂で埋没して通水できなくなる可能性があるよと。２点目は５トン程度の水圧が薄い鉄板にかかって鉄板が吹き飛ばされると。コンクリートには２００ミリ程度の穴があるので、鉄板が吹き飛ばされてしまうと水の出方が１０倍に増えてしまいます。これでは下流で当然洪水の危険があるということになります。

以上のように、片や排水が全くされなくなってしまうと、全てたまってしまいうのではないかというおそれと、もう１点は１０倍の排水が流されてしまうと、そういう事態が想定されます。これ、かなり主観的なことではなくて、現実の問題として存在するんだと私は感じてます。仕事でも当然水槽だとかって、私は仕事をしてまして、こんなもので水が止まるなら本当に楽なんですけど、そうはいかないということと、これだけ小さな穴に泥水が流されて詰まるという可能性は本当にほぼ事実というんですか、ほぼ起こってしまうような状態だと私は思ってます。この状態で、今後パネルが貼られようが貼られまいがですね、この問題が例えば５年、１０年、場合によってはさらに３０年、４０年と続いていくということになりますので、今現在の問題として捉えていただきたいなということで今回取上げました。以上のようにですね、開発では５０年に一度起こるような２１５ミリの雨量が想定されています。台風や線状降水帯等によって１日降雨が２００ミリっていうのは、本当に現実の問題として存在すると思います。

そこで質問させていただきます。

設置済みの２号は、ほぼできてると思うんですが、４号の調整池について、現地の調査を行って、危険性の確認を町として行うことを求めたいと思います。

２点目、薄い鉄板では全く強度が期待できません。もっと厚みのあるステンレス等の太い板ですね、腐食に強いものに交換する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

３点目、鉄板を交換しても大きさは変わらない。オリフィスの閉塞時の対策として調整池の水位が異常に上昇した場合、水位計を取り付けて警報発信をで

きるような設備を設けること。さらに閉塞対策として非常用ポンプ設備を設置する等の対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

4点目、50年確率では1日に1万5,500トンの汚水が池に流入しますが、ちょっと数字が違うんですが、1万5,400と申しあげましたかね、先ほど申しあげた数字の雨水が調整池に流入しますが、6センチのオリフィスでは最大でも1,600トン、この1,600トンというのは最大がずっと継続した場合なんですね。ゼロから計算しましたら先ほどのこっちの紙の1,190トン分しか流れないよということです。調整池の容量は1万500トンしかありませんので、これでは災害対策にならないのではないかというふうに考えます。太陽光パネルの設置面積を60%に減らして植林をして、雨水の流出量を減らさなければ対応できないと考えています。早急に県及び事業者を確認をしてくださいが1点目です。

2点目の質問に移ります。2点目は、去年の6月、7月、11月頃に、開発地から濁水、土砂が流出いたしました。その件に関してなかなか有効な手だてが取られていないというふうに感じておりまして、昨年質問でもお聞きしていますが、土砂流出に関して、今後の事故防止についての説明を質問をさせていただきます。開発事業者とは工事協定書を締結して、土砂濁水流出防止について協定されています。櫛原メガソーラーに関しては協定書の第7条で「区域外に土砂・汚濁水等が流出しないよう十分留意するものとする」というふうに合意されています。ところが、対策として行われたことは、フラワーロードの側溝に流れるようにコンクリートの蓋を取り替えて、グレーチングという網状の蓋に取り替えて側溝に濁水を流すという対策が取られました。濁水は結局下流に垂れ流しの状態でした。下流の椿台地区水路及び元山上口駅西の道路暗渠部分でございますが、相当希釈された状態で採水分析のところ、4,000ミリグラムパーリットルという濃度で、大体家庭の台所の排水なんかの20倍程度の濃度になります。濁水を防止するのではなく、下流に流せばよいということでは全く対策になっていません。奈良県においても、開発許可書の条件に土砂濁水を流出させないこととしながら、県議会答弁においても規制値がないから指導できないと、そういうふうに県の部長が答弁しております。櫛原メガソーラーを例にすると、30ヘクタールに200ミリの雨が降ると6万トンの濁水が流出する。最大の話ですが、そういう危険性がございます。沖縄県などでは、工事排水に対して懸濁物質、要は水の濁りの程度を表す単位になるんですが、200ミリグラムパーリットルですから、我々が櫛原川から取った濁水の20分の1というふうな濃度なんですね。200ミリグラムパーリットル以下とするように規制をしています。また、大阪などの都市部の建設現場では、十

分な沈砂池等が確保できないということで、濁水処理装置というのを導入してですね、濁水の対策をして下水道に流しているというふうなことが実施されています。１ヘクタール当たり、２００トン程度の沈砂池を設けると、国土交通省調査では、沈砂池の出口で最大１００ミリグラムパーリットルぐらいの濃度まで低減することができるとの報告を行っています。

そこで質問いたします。

濁水土砂対策を明確化するため、以下の検討実施を求めます。

①ここ１０年間で１，０００平方メートル以上の開発件数は、平群町内で幾らありましたか。

②濁水土砂の流出に対して、基準値を設ける条例等を制定する必要はないでしょうか。

③事業者に対して、工事着手前の降雨時の濁水調査を義務づけし、開発前の状態を維持する必要はないですか。

④工事期間中の降雨量の流出水測定を実施し、報告を義務づけし、開発事業者の責任で問題を発生させない仕組みが必要ではないですか。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、須藤議員の１項目めのメガソーラー工事についての御質問にお答えいたします。

１点目の２号、４号調整池の現地調査についてでございます。４号調整池の本体については完成をしておりますが、２号調整池本体は施工途中でございます。いずれの調整池についても、本体だけを見て安全性を判断するというものではなく、関連する導水路やのり面工事など一体のものとして開発計画どおりに施工されているかという点で、奈良県により完了検査が実施されるものと認識をしております。

２点目のオリフィスの材質等についてでございます。そのような構造上の問題については、事業者や奈良県に問合せをしたいと思います。

３点目のオリフィスの閉塞時の対策についてでございます。調整池水位の警報装置については、事業者と協議したいと思います。また、非常用の排水ポンプについては、下流水路に放流することになるので、結果的には余水吐工による自然排水がその役割を担うものと考えています。

４点目の太陽光パネルの設置面積の変更等についてでございます。須藤議員の試算を根拠としまして、開発計画の大幅な変更を事業者に求める権限につい

ては、平群町にございません。

以上でございます。

○議 長

須藤議員。

○ 2 番

もうずっとこういうのを聞いてきまして質問させていただきましてね、なかなか議会で答弁するような内容ではないのかなというふうに実は感じているんです。ただし、こういう事実があるよということを理事者側にも、議員の方にも、もちろん住民の方にも知っていただく必要があると感じてます。図面どおりできているからいいよというふうな、結果的に町としてはそういう形で完成後の確認をするんだよという趣旨かなと思うんですが、それではなかなか災害を防止できないと。水の量もですね、答えは別に要らないんですけど、これだけ降ってこれだけ流れるっていうのは本当にリアルな話でですね、先ほど示しましたような穴しか空いてないんですね。これでは本当に災害が起こってから原因があれだったということになってしまったらですね、何のために我々がいろいろ調査したりしてるのかということになりましてね、原因が分かっているのに、例えば今申し上げた6センチの穴っていうのは、さっきの写真、これは現地で撮ってきたもんですからね、裁判所さんと一緒に入ったときに写した写真なんですね。裁判官にもこういう状態だよというようなことを言ってる、それは別としてですね。じゃあ、これで寸法どおり6センチだからいいですよということになってしまったら、町の責任はないかもしれないね、そういう意味ではね。ただし、災害が起こってしまうよということを私は警告したいと思うんです。これもあわせてですね、県に根拠をしっかりと聞いていただくということからやらないと。特にビス止めでこういう板を止めてるっていうのはちょっと常識外れなんですね、正直言いましてね。間違いなく、本当にちょっと水位が上がったら吹っ飛んでしまいます。そうでなかったら、建物も壁も柱も何も要らんと、そんなことになってしまうわけですから、その点はもう一遍、完成形をちゃんと図面どおりにできてるんだということじゃなくて、安全かどうかということで審査というんですか、多分、完了検査をやられると思うんで、そういう視点で見ていただきたいと思います。1点目についてはそういうことですね。ぜひお願いしたいと思います。

2点目に関しては協議をされるということで、もちろんそれでやっていただきたいと思います。大きさはもともと13センチか何かだったんですね。ところが、櫛原川が水が流せないよということで6センチまで小さくなったという経過がございます。業者さんは何でこういうやり方をされたのかと、私もちょ

っと分からないですけどね、この中に大きな穴が実は空いてるんですね。それが大き過ぎるんで、この板を当ててるという状態になってるんですね。そこら辺もあわせて、本当にそれで使えるのかどうか、安全確保できるのかどうか。

さらに、調整池が足りないという問題に関しては、この場で質問する内容ではないかと思います。その点については、私が御案内しただけだというふうに取っていただいて結構なんです。ちょっと今の点だけお願いいたします。

○議長

島野都市建設課参事。

○都市建設課参事

須藤議員自らおっしゃってるように、調整池の規模等についてですね、平群町から今時点でお答えするというような立場にはないということでございます。このオリフィスの写真ですね、持ってきていただいている。これも現地で私も確認しましたが、いわゆる完成形ではないということです。あくまでも仮止めした板であって、完成時には調整池の前擁壁の外側ですよ、外側からビスで止めてるという状況なんですけども、最終的にはこんな形にはならないと。当然水圧がかかりますので、内側から鉄板なりを設置するというふう聞いております。

オリフィスの大きさ云々につきましては、あとは調整池が安全かどうかというようなことについてはですね、須藤議員言われたとおり、裁判の判決が3月25日にあるというふうにお聞きしておりますので、判決文等を見てですね、また考えていくべきかなというふうに思います。以上です。

○議長

須藤議員。

○2番

さっきの話をぜひ町長、副町長にしっかり聞いていただきたいんですが、業者さんが施工をされてる間、森林法等で工事中の災害も当然これは対象なんです。工事中で仮設だからオーケーということには実はなりません。それはもうすぐに業者さんに確認をしてくださいとお願いをしておきます。

それとですね、業者さんは工事をやってる間、いろんな意味を含めて申し上げますんですが、その間でないと対応してくれないというのが実はあるんですね。業者さんが一旦引き揚げちゃったとなるとですね、その先に、例えば水位計なんかをつけてくれへんかと、こういう話をしてもですね、出張費から何から全部かかるということですからすごく高いことになってしまうということで、できるだけ早く業者さんと話合いを持っていただきたいんですが、その辺りはどうでしょうか。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

ちょっと水位計は別としまして、今回この仮止めした板にオリフィスの穴が空いてるという件につきましては、もちろんこれで2号調整池というのはまだ半分しかできてませんので、ここに満タンに水がたまるということはないわけです。それゆえに仮設調整池なり、沈砂池なんかが上下流に設置されてると。この2号調整池が完成するまでの間、水量を調整するということになってると思います。水位計についてはですね、当初の計画に恐らくなかったものですので、これについては事業者とも問合せして協議していきたいと思います。必要性についても、事業者の考えもあるでしょうから、そこら辺についても町としても協議には対象として上げていきたいと思います。以上です。

○議 長

須藤議員。

○2 番

先ほど数字的なことを申し上げましたが、1日に1, 200トン弱しか水は流れ出ないということなんですね。私の計算では、大体10時間もすればですね、50年確率の雨というのは真ん中ですが一っと降るんですが、70ミリぐらいが1時間で降るんですが、そういう雨を対象にして防災計画を立ててますのでね、実際に雨が降るかどうかという話とは全く別なわけなんですね。ただし、そういうことですから、工事中も非常に危険だという認識を持っていただいて、これから3月、4月にかけて菜種梅雨とってみたり、さらに調整池が実際に完了するのは、事業者さんいわく多分6月、7月というふうに私も聞いているんですね。それからいうと梅雨時期も当然迎えるわけですから、できるだけ早くやっていただくということをお願いして、この件については終わりたいと思います。

○議 長

事業部長。

○事業部長

それでは、2項目めの有効な濁水対策についての御質問にお答えいたします。

1点目のここ10年間の1, 000平米以上の開発件数についてでございます。開発申請は23件と林地開発が2件ございました。

2点目の濁水、土砂の流出に対する基準値の条例制定について、また3点目の事業者に対して、工事着手前の降雨時の濁水調査の義務づけについて、また4点目の工事期間中の降雨時の流出水の測定の義務づけについてということで、

2点目から4点目につきましては、造成工事中の開発地からの濁水流出に関しましては、町独自の水質基準や条例制定についての質問となっておりますので、関連法や県条例の範疇を超える条例等の制定については、平群町としましては当面実施する考えはございません。これらについては、許認可権者である奈良県において、ほかの都道府県の動向を見て検討をされるものと考えております。

以上でございます。

○議長

須藤議員。

○2番

今のお答えでは、町として対策するだとか指導するというのがほぼないんだというふうな御回答をされたように聞こえちゃうんですけどね。協定書の中に何でそういうことを書かれてるのと。汚濁水も土砂も出しちゃ駄目ですよということで、これは町長と事業者代表が協定書を交わしてるわけなんですよ。その実効性がないということになるんじゃないですか。何もしないよ、業者にも何も求めないよと。これは県が許可権者、県が条例をつくるんだ。町はじゃあ何をするの。何のためにそういう協定を結んだのかと。もともと不必要ですよ、協定書の中にね。というふうになるんじゃないですか。どうですか、部長。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

新たな条例等の制定の話と協定書等に基づく濁水が流出しないようにするというような行政指導ですね、それとはちょっと別の話で、対策をしてないんじゃないかということですが、須藤議員も資料をお持ちだと思いますけども、濁水流出以降ですね、改めて沈砂池や仮設調整池の再整備を事業者のほうで行っております。また、それを自主的に行っているということではあるんですが、当然、奈良県なり、平群町からの指導も含めてそういう対策を取られてると。濁水を出さない対策というのも当然大事ですから、今回、去年の夏ぐらいですね、濁水の流出事故がありましたので、今後そういうことのないような対策として、現地での沈砂池や仮設調整池の再整備を指導して行われたと、こういうことでございます。協定書に基づいて行政指導ということですが、これは条例とか法に義務づけられたものではないですが、あくまでも町と事業者との協定の中でこういうことのないように、最大限の注意を払って開発をするというふうなことでございます。

○議長

須藤議員。

○ 2 番

なかなか有効性のある御答弁をされないんでお聞きしますが、6月、7月の初めにかけて濁水が何回か出ました。ほとんどですね、私が調べた限りでは、5月の後半から11月にかけて、奈良地方気象台、それから県の若葉台の測候所でデータを見せてもらいました。要はそのときに、いわゆる強い雨というレベルですが、許可の基準とは全然違います。もっと低いレベルだったんですが、それで要は突発的なものがあつたときに必ず濁水が出てしまってるんです。その他は何もなかったかという、雨が降ってないんですね、実は。だから濁水も出ていないと。例えば1時間に二、三十ミリの雨が降れば必ず流れ出てしまっていると。それに対して、奈良県が指導したのか、平群町が指導したのかは知りませんが、グレーチングに変えてしまってますね、コンクリートでは泥が道路に出てしまうから、これは具合が悪いということで、その手前の側溝に落ちるように網状のグレーチングに変えてるんですね。これは対策じゃないということで質問もさせてもらってるんですね。そういうことでいくとね、結局もてどろどろの水が出てくるのかということをしっかりモニターしていかないと、そこを押さえないとですね、島野さんがおっしゃったように、業者は沈砂池等で対策しているではないかとおっしゃるんですが、私が見る限りですね、例えば3号調整池の箇所をずっと我々はフラワーロードから見ていたんですが、沈砂池のない状態で濁水がやっぱり出てるんですね。現地、これは協栄ソーラーさんが応じたんで、我々が12月に見せてもらったんですが、ずっとグーグルの写真だとか我々がドローンで撮った写真なんかを見ていくとですね、もともとあつた沈砂池のところを潰して掘削をして調整池を造っていると。調整池に今かかっているとこなんですと、業者さんはそういう説明をされてですね、その段階では池がないんですよ。やっとな穴が掘れてって、穴って、土じゃないんでね、あの辺りは。かなり岩が出てきて、かなり業者さんは苦労されてたようですが、要は岩を砕いていって初めてくぼ地的なもんを造って、そこを池に初めて使えるようになったというのが12月のたしか中旬だったんですね。ということは、本ちゃんの池を造るために仮設を潰さざるを得なかったというふうに所長は言うてるんですね。ということは、その段階ではないんだということなんです。そういうふうに業者さん任せにしてるとですね、結局は濁水がそのまま出て、グレーチングからどんどん下流に流されると。それでは濁水防止になってないですね。どんどんどんどん外部に出ちゃっててということ。これ、前回の議会でもお聞きしてるんですが、そういうことでね、やはりそこをどう対策するかということではこういう御提案をさせていただくんですが、協定書はもちろん

私はいいと思うんですよ、ここに濁水防止等をうたわれてるということでね、それを誠実に守ってくれたらもちろんええわけですが、なかなか世の中ね、それだけではうまくいかないと。やっぱり規制値、目標値、何でも結構ですけど、そういうことをね、私が提案したように懸濁物質という指標、濁りの程度で、例えば200を目安にして、こういうふうにしなさいと。そういう具体的な指示ですね、業者に対する指導というのが必要ではないですかと。いきなり条例をつくれと、もちろんなかなか大変だと思います。だったら、それに代わる何らか有効な手段を取っていただきたいと。これは私ね、今回のメガソーラーの件は一つの教訓としてね、今後さらにいろんな計画が行われるという可能性はありますんでね、そのときにしっかり協定書を、多分準じて同じような協定書を作るんでしょうけど、それに対しての歯止めを私は設ける必要があるんだというふうに思います。これに関してはもう答弁は結構なんで、そういうふうの問題があるよということをぜひ認識いただいてですね、対策をどう取っていくのかということをやっていただきたいなと思います。

今日の私の質問は以上で終わります。

○議長

それでは、須藤議員の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 4 時 2 9 分)